

令和4年度 第37回柔整旗争奪全県小・中学校柔道大会 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策指針

1. 大会運営について

(1) 日程

令和5年2月26日(日) 午前7:15～受付
午前8:00 審判監督会議
午前9:00～開会

(2) 実施する試合種別について

小学生の部及び中学生の部を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施する。

(3) 開会式・閉会式について

開会式はソーシャルディスタンスが保てるようにした上で行い、また退場の際は指定の出口から退出すること。また閉会式は優勝・準優勝までのチームで行う。楯・賞状等は後日送付する。

2. 試合会場について

秋田県立武道館大道場に、試合場を4面設置して試合を行う。

3. 入場制限について

(1) 大道場1階アリーナに入場を認める参加者

選手5名、補欠3名、監督1名、コーチ1名までの入場を認める。

(2) 入場を認める大会関係者

大会役員(補助員含む)・報道関係者等の入場を認める。

(3) 観客について

選手・補欠1名につき2名までの家族の入場を認める。

家族の入場は観客席のみとし、1階アリーナには入場を認めない。

(4) 入場する入口の区分

選手・補欠・監督・コーチは1階正面玄関から、保護者は2階大道場入口から入場する

も

のとする。

(5) IDカード

上記(1)～(4)に関連し、IDカードによって入場をコントロールする。

4. 健康調査票等の提出について

(1) 健康調査票の提出

すべての参加者及び大会関係者に入場時、健康調査票(様式1)の提出を求める。

(2) 参加のとりやめ

健康調査票の提出に不備がある場合、また、記載内容に問題がある場合は、大会への参加を認めない。

5. 当日朝の練習について

大道場と2F柔道場に分かれて朝の当日練習を行う。各チームの練習場所は主催者で割り振る。

6. マスクの着用について

すべての参加者及び大会関係者に常時マスク着用を義務づける。ただし、試合を行う選手についてはこれを除外する。

7. 手指消毒及び周辺施設の消毒について

(1) 入場時の手指消毒

すべての参加者及び大会関係者に対し、入場時の手指消毒を義務づける。消毒薬は大会事

務局でも用意するが、原則各チームで持参するものとする。

(2) 入場後の手指消毒及び周辺施設の消毒

入場後、会場内においても適宜手指の消毒を求める。

(3) 試合会場の消毒

定期的に試合場（畳）の消毒を行う。

8. 身体的距離の確保について

参加者は、常時適切な身体的距離を確保し、行動するようにする。

9. 試合前、試合中の選手、監督、コーチの行動について

(1) 試合前

①選手は各自手指消毒を行う。

②選手は試合場でマスクを外して ZIP ロック等密閉出来る袋に保管しておく。

(2) 試合中

①試合中、選手には大きな発声をしないよう、自粛を求める。

②会場内において、大きな声での会話や応援をしないこととする。特に試合中のコーチによる大声での指示や指導は禁止とする。

10. 柔道衣コントロールについて

審判員が目視によりコントロールを行う。

11. 選手への対応について

選手は受付に健康調査票を提出する。選手の試合参加の判断は、以下の入場プロトコールにより判断する。

<選手の試合参加の入場プロトコール>

	内 容	試合参加
1	健康記録票や誓約書を提出しない	× (不可)
2	試合当日に発熱 (37.0度以上) や諸症状がある。	× (不可)
3	試合前2週間のうち、最初の1週間で連続する3日以上発熱 (37.0度以上) や諸症状があった。	× (不可)
4	試合3日前から発熱 (37.0度以上) や諸症状がある (あった)	× (不可)
5	試合前2週間のうち、後半の1週間で4日前までの1日だけに発熱 (37.0度以上) や諸症状があった。	○ (可)

● 試合前3日以降に有症状者と練習をしていた選手の出場は不可と判断する。

● 発熱の基準は、37.0度以上とする。ただし、平熱が37.0度前後の場合は、平熱+0.5度までは参加を認める。平熱は直前2週間の平均値とする。

12. 審判員への対応について

(1) マスクの着用について

審判中もマスクを着用する。試合場に上がらない審判委員もマスクを着用する。

(2) 試合中の位置取り

審判同士や選手とは、十分な距離 (少なくとも2m以上の距離) をあけるが、技の判定の判

断には近接での判断が必要な場合もあるので、臨機応変に対応する。

(3) 試合中の監督・選手のコントロール

監督や選手が試合場で大声を出して、応援や指示をする場合には、厳しくコントロールする。

(4) 試合場の清掃、消毒

試合場が出血や汚物などで汚れた場合は、審判員の指示で係員が必要に応じて清掃・消毒を行う。

13. その他

- (1) チームが敗退したら、監督・コーチ・選手・家族は速やかに会場から立ち去るものとする。ただし、審判員を兼ねる者と、優勝・準優勝チームの関係者を除く。
- (2) 上記に記載のない事項については、以下の指針等の最新版に沿って進める。
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針」（全日本柔道連盟発出）
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策について」（県新型コロナウイルス感染症対策本部発出）